

奨学金等進学資金ガイドンス

オンデマンド版

説明資料

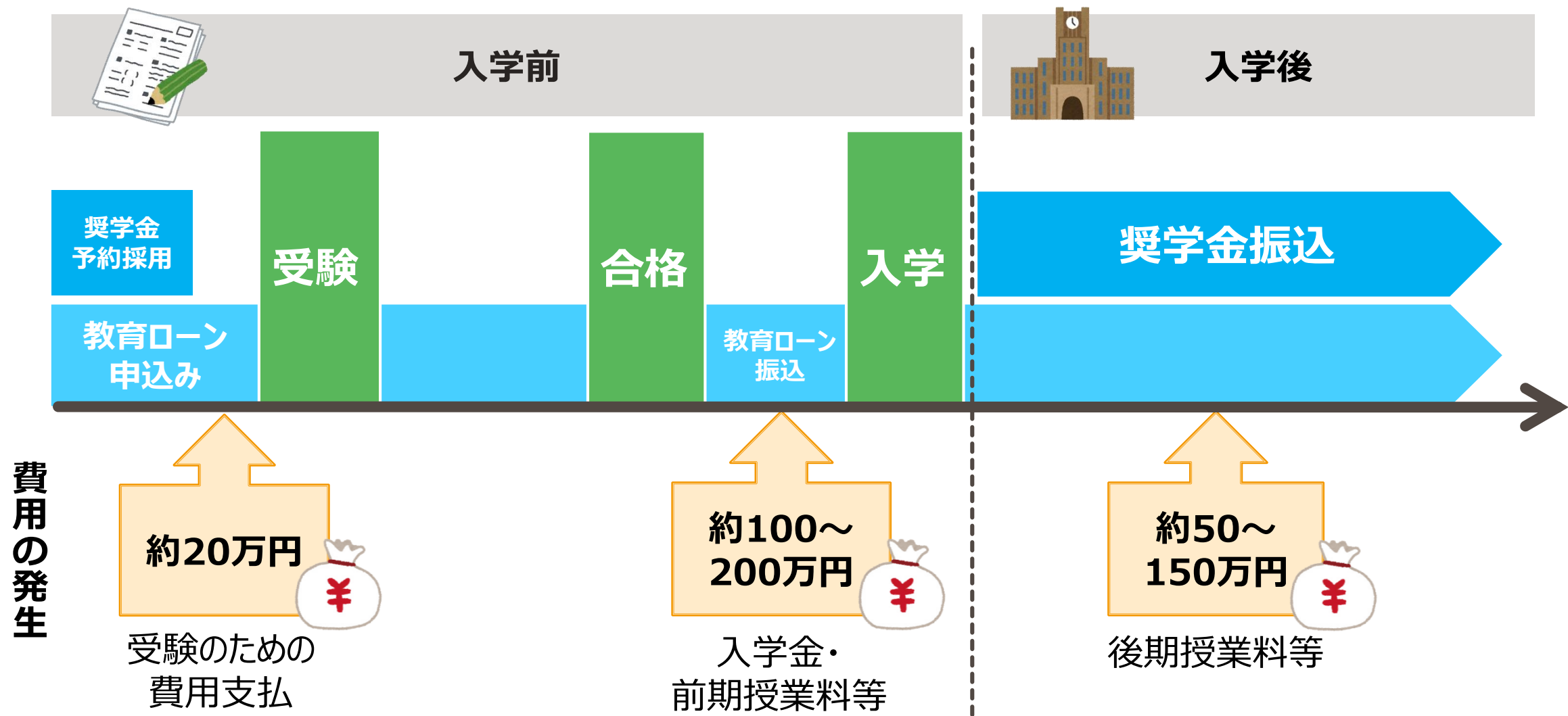


日本学生支援機構

スカラシップ・アドバイザー

今日のポイント

- ✓ 進学にかかる費用を知っておこう
- ✓ 奨学金制度の手続き・活用法について理解しよう
- ✓ 入学後と社会人になってからのライフプラン（将来生活設計）を明確にしよう
- ✓ 「お金」の知識を身につけよう



※ 教育ローンは、1年中いつでも申込可能です。余裕をもって必要時期の2～3ヶ月前に申請をしましょう。

入学までにかかる費用のサポート

1. 進学にかかる費用

国の教育ローン

- 収入制限あり
- 350万円まで（学生一人あたり）
- 利子がつく
- 入学金に充てることができる

※日本政策金融公庫が行っています。（日本政策金融公庫の各支店への申込書類の持参・郵送またはインターネットで申し込み可能）

入学時特別増額貸与奨学金 （日本学生支援機構）

- 貸与奨学金とセットで利用
- 10万～50万円まで10万単位で選択
- 利子が付く
- 初回奨学金と一緒に振り込まれる（入学前には振り込まれません）
- 労働金庫の「入学時必要資金融資制度」と併せて使えば、入学前に資金が得られる

※「国の教育ローン」を申し込み、審査が通らなかった人が対象です。

生活福祉資金貸付

- 低所得世帯
- 就学支度費50万円以内
- 無利子
- 必要な時期に振り込まれる

※市区町村または都道府県の社会福祉協議会に相談してください。

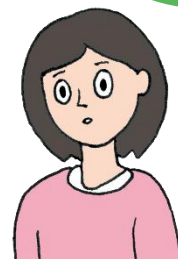
※全国社会福祉協議会ホームページ（リンク集）

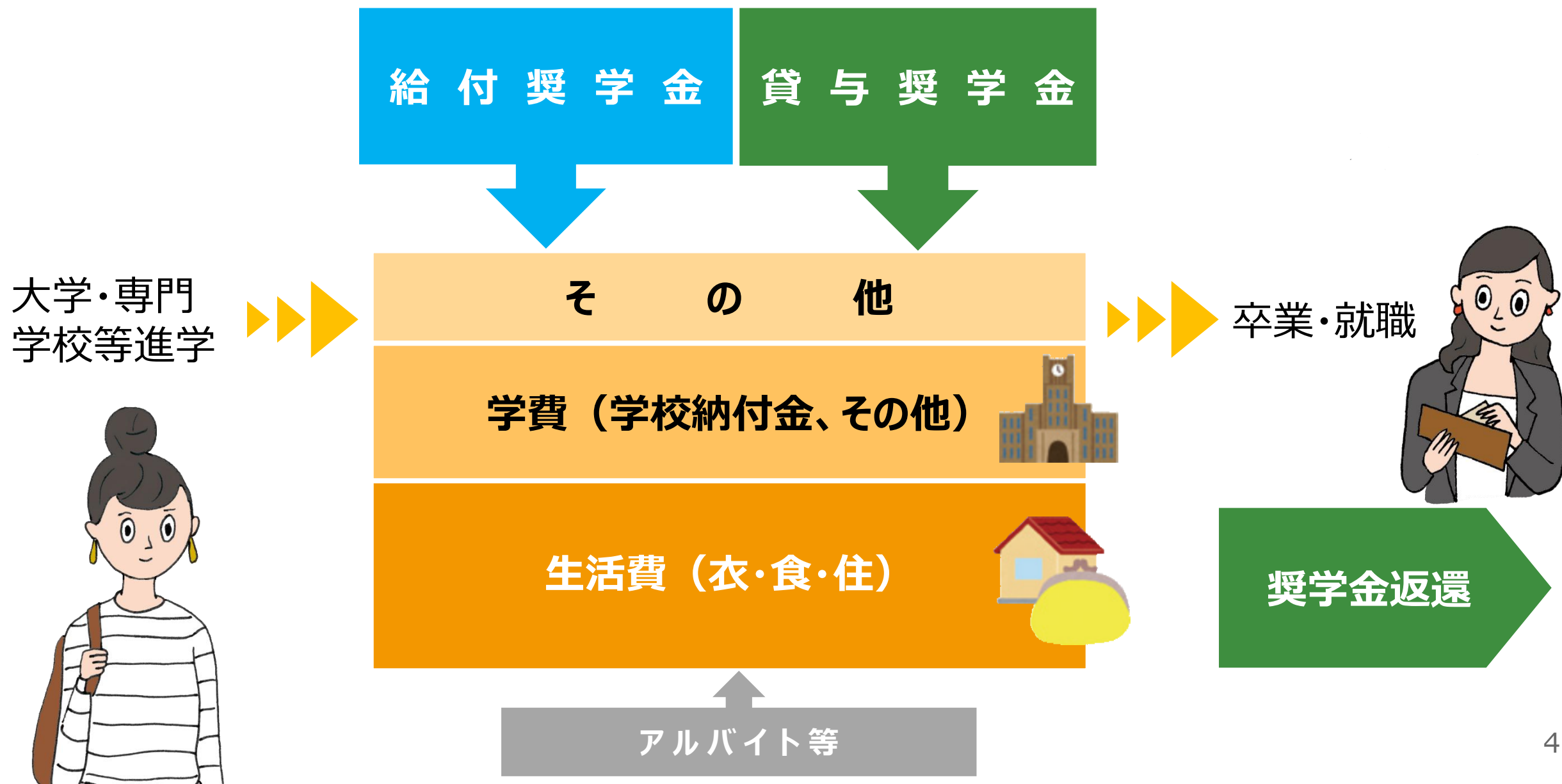
<https://www.shakyo.or.jp/network/kenshakyo/index.html>

母子父子寡婦福祉資金貸付金

- ひとり親家庭
- 就学支度資金
 - ＜国公立大学・短大等＞
420,000円以内
 - ＜私立大学・短大等＞
590,000円以内
- 無利子
- 必要な時期に振り込まれる

※地方公共団体の福祉担当窓口にご相談ください。







父の病気などもあり、奨学金制度がなければ大学に進むことは難しく、また、この制度がなければ今の自分はなかったと思っています。

修学支援新制度

給付奨学金



授業料等減免

※国が実施している制度

（第二種は併用可
第一種は併用の制限あり）

※ 高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）
は文部科学省ホームページで確認できます。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

貸与

卒業後に、本人が働きながら返す

利子なし

第一種奨学金

利子付き

第二種奨学金

（第一種と第二種は併用可）

修学支援新制度

給付奨学金



授業料等減免

（第二種は併用可
第一種は金額の制限あり）

※国が実施している制度

※ 高等教育の修学支援新制度の対象機関（確認大学等）
は文部科学省ホームページで確認できます。

https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm

貸与

卒業後に、本人が働きながら返す

利子なし

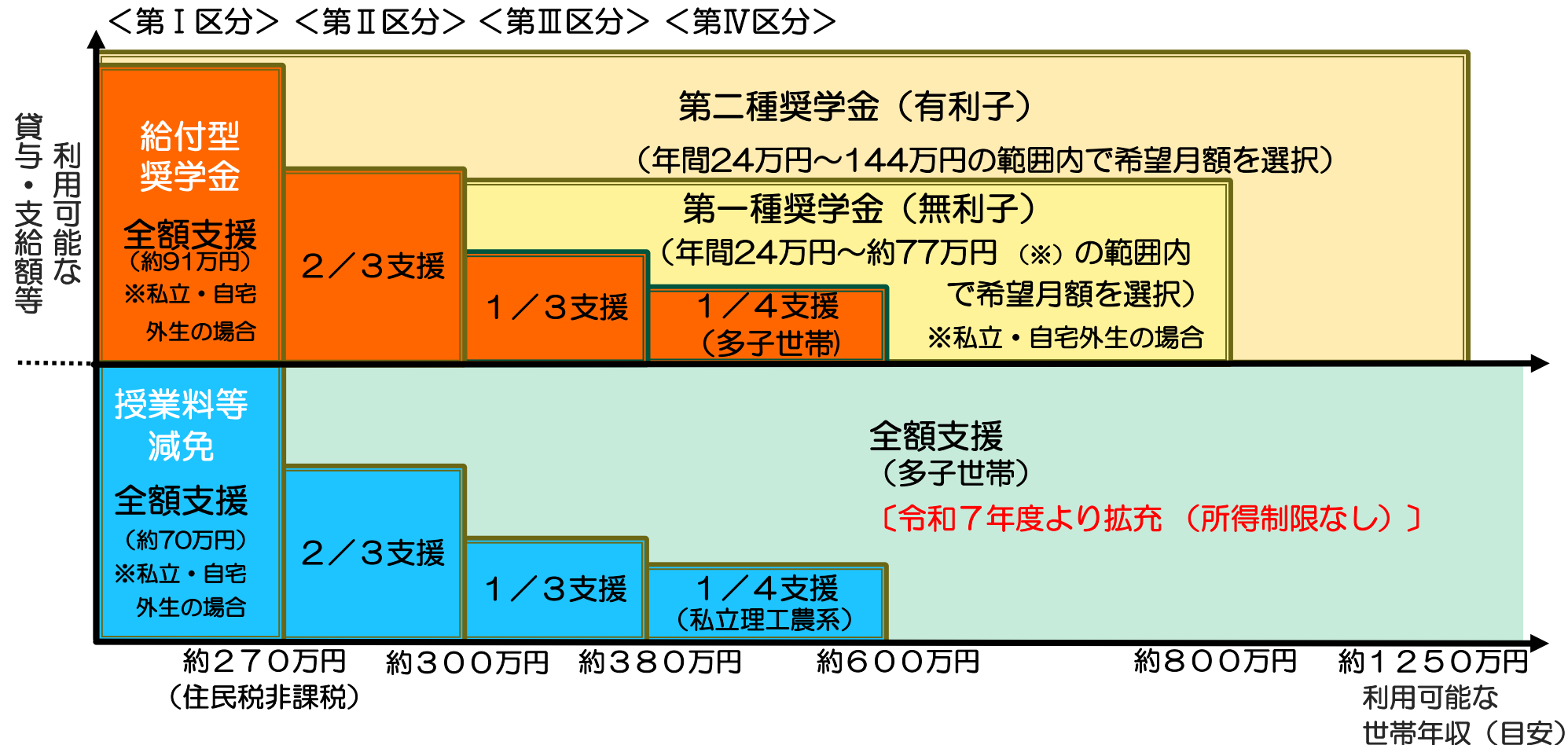
第一種奨学金

利子付き

第二種奨学金

（第一種と第二種は併用可）

【参考】利用可能な年収目安や年間の貸与・支給額等（大学（学部）の場合）



- ※ 上記の「利用可能な年収の目安」は4人世帯の場合の金額ですが、あくまで目安です。
- ※ 給付型奨学金を受ける場合、第一種奨学金の貸与月額が制限されます。第二種奨学金は併用可能です。
- ※ 第一種奨学金と第二種奨学金を併用するためには、一定の家計基準を満たす必要があります。



学力基準

- (1) 高等学校等における全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
(※1)
 - (2) (1) に該当しない場合は、将来、社会で自立し、活躍する目標をもって進学しようとする学修意欲を有すること。(※2)
- (※1) 5段階評価をしていない学校は、これに準ずる学習成績。
(※2) 学修意欲の確認は、高等学校等において、面談の実施またはレポートの提出等により行う。



家計基準

(次のスライドのとおりです)

学力基準		（前のスライドのとおりです）				
 家計基準	収入基準	（4人家族の場合の目安）				
		世帯構成 （★）が給与所得者の世帯	第Ⅰ区分 （住民税非課税世帯）	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
		本人、親①（★）、親②（無収入）、中学生	271万円以下	303万円以下	378万円以下	635万円以下
		本人、親①（★）、親②（★）、中学生	親①：221万円以下 親②：127万円以下	親①：245万円以下 親②：165万円以下	親①：323万円以下 親②：165万円以下	親①：589万円以下 親②：165万円以下
		※ 表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく住民税情報等により設定されるため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。 ※ 日本学生支援機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するか、およその目安を確認できます。				
	資産基準	本人と生計維持者（親）の資産額の合計が基準額5,000万円未満であること。				

【第Ⅳ区分の支援】

次のいずれかの場合、対象となります。

・多子世帯に属している場合

扶養する子供の数が3人以上である世帯（扶養する子供が3人以上いる間、第1子から支援）が対象となります。

・私立大学の理工農系の学科等に在籍している場合

給付奨学金の支援額は0円ですが、学校に授業料等減免を申請した場合には、授業料の文系との差額に着目した額の授業料及び入学金の減免を受けることができます。※対象となる理工農系の学科等は、文部科学省のホームページにて確認してください。

世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）により下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。

区 分		国 公 立		私 立	
		自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・ 専門学校	第Ⅰ区分	29,200円 (33,300円)	66,700円	38,300円 (42,500円)	75,800円
	第Ⅱ区分	19,500円 (22,200円)	44,500円	25,600円 (28,400円)	50,600円
	第Ⅲ区分	9,800円 (11,100円)	22,300円	12,800円 (14,200円)	25,300円
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	7,300円 (8,400円)	16,700円	9,600円 (10,700円)	19,000円

※毎年10月に支援区分が見直されます。その際、所得の状況によっては支援区分対象外になる場合があります。
※高等専門学校の支給金額については、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kingaku.html>

- ① 生活保護世帯の人及び児童養護施設等から通学する人は、上表のカッコ内の金額となります。
- ② 自宅通学とは、学生が生計維持者（父母等）と同居している（またはこれに準ずる）状態のことをいいます。
「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であることの証明書類の提出が必要です。

適格認定（家計）

（１）所得要件

奨学生本人及び生計維持者のマイナンバーを利用して、毎年7月頃に、所得状況を確認したうえで、10月からの支援区分（第Ⅰ区分～第Ⅳ区分）を見直します。確認の結果、奨学金の支給が停止されたり支給額が変わることがあります。支援区分のいずれの区分にも該当しない場合は、10月から1年間支給が停止されます。

（２）資産要件

毎年4月の在籍報告において資産に関する申告を求め、基準に非該当の場合は、当年度10月から1年間支給が停止されます。

在籍報告

在籍状況や通学形態（自宅通学／自宅外通学）などについて、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて、定期的（毎年4月）に機構への報告が必要です。

※ 期限までに報告がない場合は、給付奨学金の支給が止まります。

適格認定（学業）

学年毎（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に、学校からの報告により、以下の処置が実施されます。

（１）次のいずれかに該当する場合は、奨学金の支給を打ち切り【廃止】

- ① 修業年限で卒業又は修了できないこと（卒業延期）が確定した場合
- ② 修得単位数の合計数が標準単位数の6割以下の場合
- ③ 出席率が6割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合
- ④ 連続して後記（３）の【警告】に該当した場合（ただし、後記（２）のとおり停止となる場合あり）

※ これら該当する者のうち、学業成績が著しく不良であるときは、前回の確認以降支給した分の返還を求めます。

（２）次に該当する場合は、奨学金の支給を打ち切り【停止】

2回連続して【警告】となった場合のうち、2回目の【警告】の理由が「GPA 等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること」の場合

※ 【停止】後最初の適格認定（学業）において（１）～（３）に該当しない場合、次の学年（2年以下の課程・高等専門学校の場合は次の半期）から再開（復活）することが可能。

（３）次のいずれかに該当する場合は、支給を継続するが、学業成績の向上に努めるよう指導【警告】

- ① 修得単位数の合計数が標準単位数の7割以下の場合
- ② GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
- ③ 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合

1. 給付奨学金を利用できる学校は、国、地方公共団体から対象となることの**確認を受けた学校のみ**となります。
2. 進学先の学校で別途手続きを行うことで、大学等における**授業料等減免も併せて**受けることができます。詳細は、進学先の学校に問い合わせてください。
3. 給付奨学金の申込みには申込者本人と生計維持者の**マイナンバーの提出**が必要です。
4. 第一種奨学金を併用する場合、**第一種奨学金の貸与月額が減額または0円**となります(併給調整)。
5. 自宅外通学の月額支給を受けるためには、**自宅外通学であることの証明書類の提出**が必要です。
6. 毎年度、経済状況における**適格性の審査**によって支給額が見直されます。
7. **学業成績が不振**などの場合は、奨学金の支給が打ち切られる場合があります。

貸与奨学金の申込の目安（日本学生支援機構）（予約採用の場合）

2. 奨学金制度①

（4人家族の場合）	第一種（利子なし）	第二種（利子付き）	第一種・第二種をあわせて借りる併用
 学力基準	3.5以上 ※ （5段階評価）	平均水準以上である人 又は意欲のある人	3.5以上 ※ （5段階評価）
 収入の目安 （会社員）	803万円以下	1,250万円以下	743万円以下
 所得の目安 （個人事業）	552万円以下	892万円以下	506万円以下

※生計維持者が住民税非課税である人等は、学修意欲がある者として学校から推薦されれば、学力基準を満たすものとしています。

※上記収入基準は目安であり、この金額以上／以下でも、採用／不採用となることがあります。

奨学金の種類	月額区分	学校の種別 (進学先)	貸与月額（原則として、毎月1回振込み）			
			国 公 立		私 立	
			自宅通学	自宅外通学	自宅通学	自宅外通学
第一種奨学金 (利子なし)	最高月額	大 学	45,000円	51,000円	54,000円	64,000円
		短期大学・専門学校 ・高専（4年生～）	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円
	最高月額 以外	大学・短期大学・専門学校 ・高専（4年生～）	30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	40,000円 30,000円 20,000円	50,000円 40,000円 30,000円 20,000円
第二種奨学金 (利子付き)	大学・短期大学・専門学校 ・高専（4年生～）		20,000円～120,000円（10,000円単位）			
入学時特別増額 貸与奨学金	大学・短期大学・専門学校 ・高専（4年生～）		100,000円～500,000円（100,000円単位）			

※希望する月額を選べます。ただし第一種奨学金の「最高月額」の利用には、第一種・第二種の併用貸与の家計基準を満たしている必要があります。

※入学時の一時金として、月額の初回振込時に増額して借りられる、利子付きの「入学時特別増額貸与奨学金」があります。

（入学時特別増額貸与奨学金の利率は、原則として通常の第二種奨学金の利率の値に0.2を加えた値になります）

※高専1～3年生にも、月額10,000円～35,000円が貸与される第一種奨学金制度があります。

※給付奨学金を受ける場合、第一種の貸与月額が制限される場合があります(併給調整)。

詳しくは、日本学生支援機構のホームページをご確認ください。<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

奨学金継続願

貸与奨学金の継続利用の希望について、毎年1回（12月～2月）、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて機構への報告が必要です。

適格認定

学年毎に確認を行い、状況に応じて記載の処置を実施します。

（１）次のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を失う。【廃止】

- ア 卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者
- イ 当年度の修得単位（科目）数が皆無の者又は極めて少ない者

（２）次のいずれかに該当する場合は、1年以内で在学学校長が定める期間、奨学金の交付を停止する 【停止】

【廃止】該当者と同じであるが、成業の見込みがある者

所得連動返還方式

返す月額を毎年見直し

所得に応じた月額で返還

例 年収：300万円 → 月額：約 **8,600円**
 年収：450万円 → 月額：約 **15,400円**

特 長

所得があまり高くない時でも
無理のない月額で返還できるので、
将来のリスクに備えられます。

定額返還方式

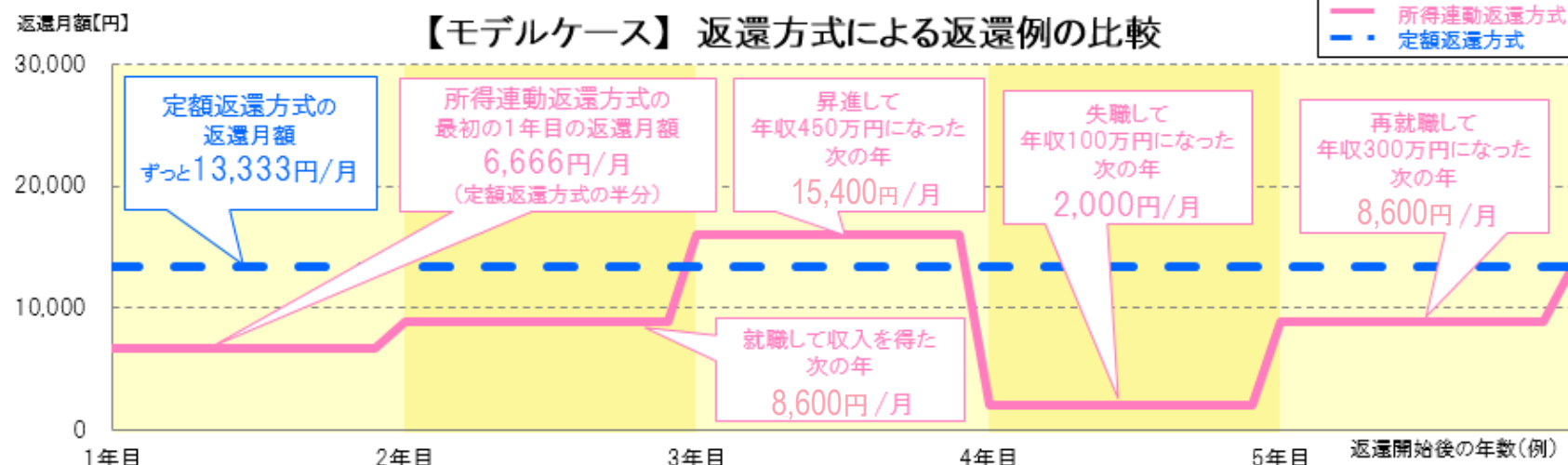
返還完了まで返す月額が同じ

借りた総額に応じた月額で返還

例 5万円を4年間(240万円)借りた場合
→ 月額：約 **13,333円**(15年間)

特 長

最後まで同じ月額で返還するので、
返還の計画がたてやすくなります。



※ 所得連動返済方式の返還月額は前年の収入(所得)により変動し、収入が少なれば返還期間が長くなり、多ければ短くなります。返還総額はどちらの返済方式も同じです。
 ※ 年収と返還月額は目安です。定額返済方式の返還月額は貸与総額に応じて決まります。
 ※ 第一種奨学金のみ返済方式を選択することができます。第二種奨学金は定額返済方式で固定されます。

奨学金の保証制度

機関保証

保証機関に一定の保証料を支払い、連帯保証を受けます。

延滞が進んだ場合、保証機関がいったん日本学生支援機構に返還をしますが、本人の返還義務がなくなるわけではなく、その後、保証機関にお金を返す必要があります。

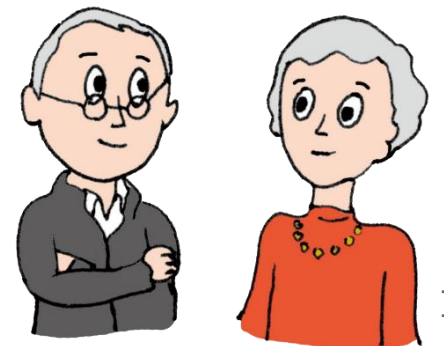
※所得連動返還方式を選択した場合は、「機関保証」の選択が必要。



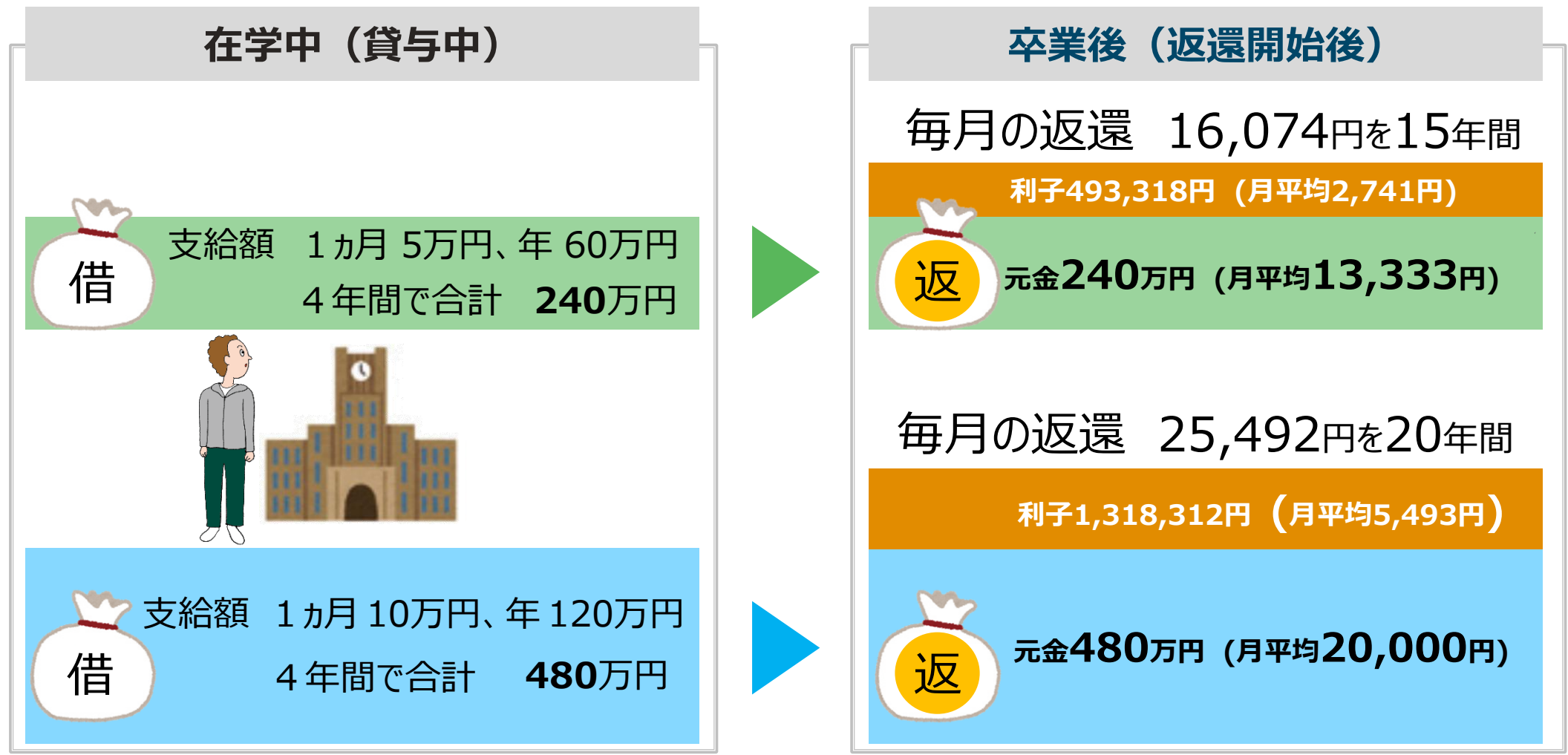
人的保証

連帯保証人（父母）および保証人（おじ・おば等）を依頼し、その人による保証を受けます。

※連帯保証人・保証人については、進学後に「返還誓約書」への自署・押印や印鑑登録証明書等の提出が必要。



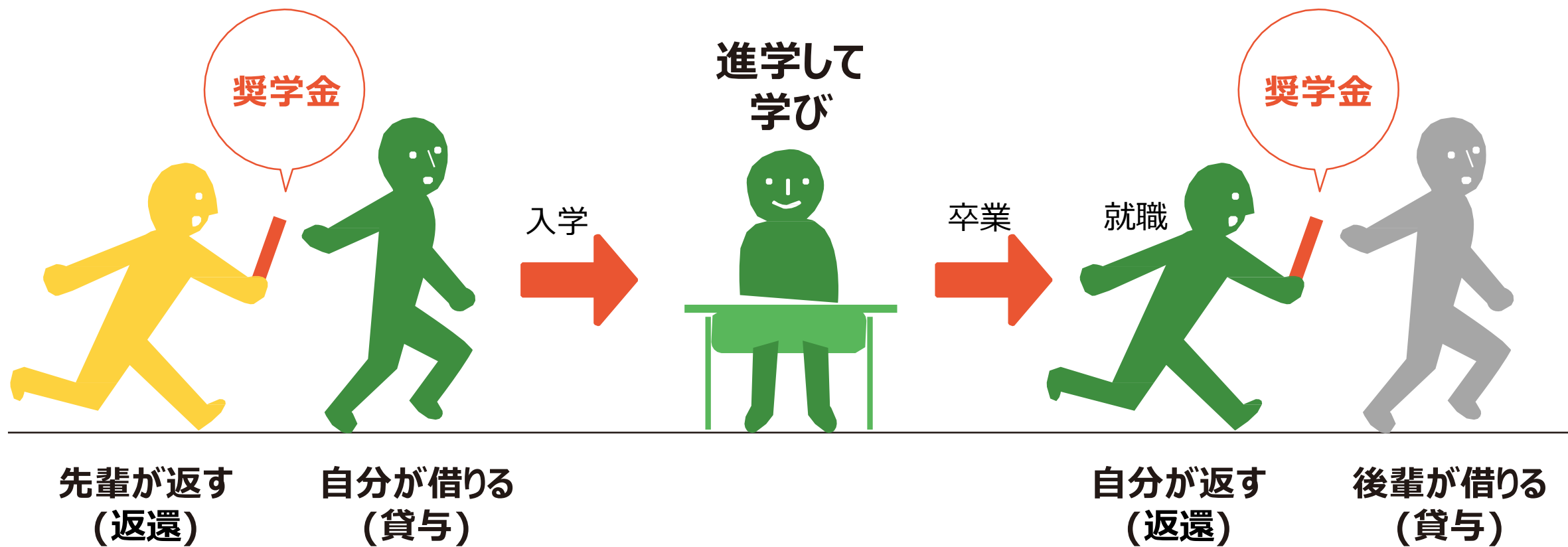
第二種（利率2.423%※）の場合

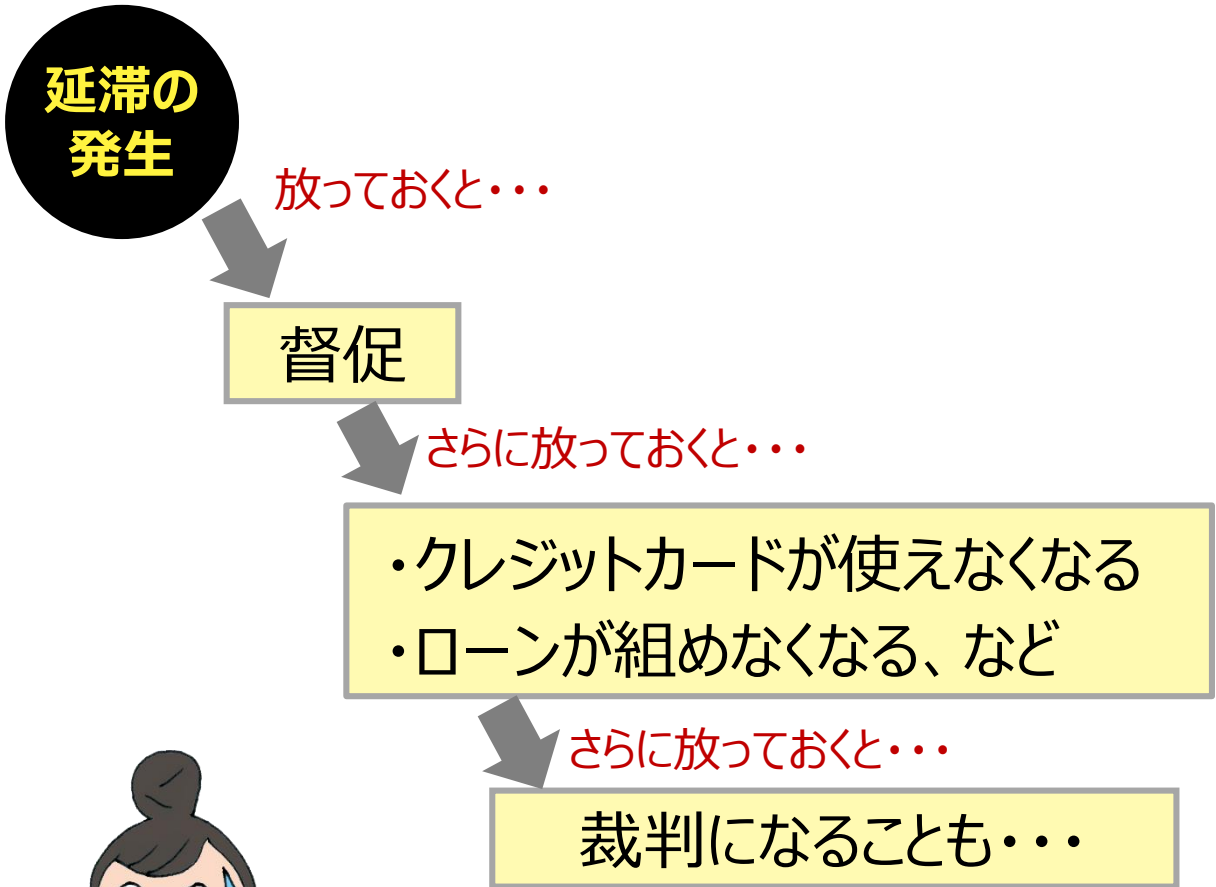


※ 利率2.423%は、令和8年3月末貸与終了者に適用される利率（利率固定方式）です。

注）定額返還方式の例（所得等の事情により、返還の救済措置もあります）
図の中の元金と利子の月平均額はイメージですので、実際の月額の内訳とは異なります。







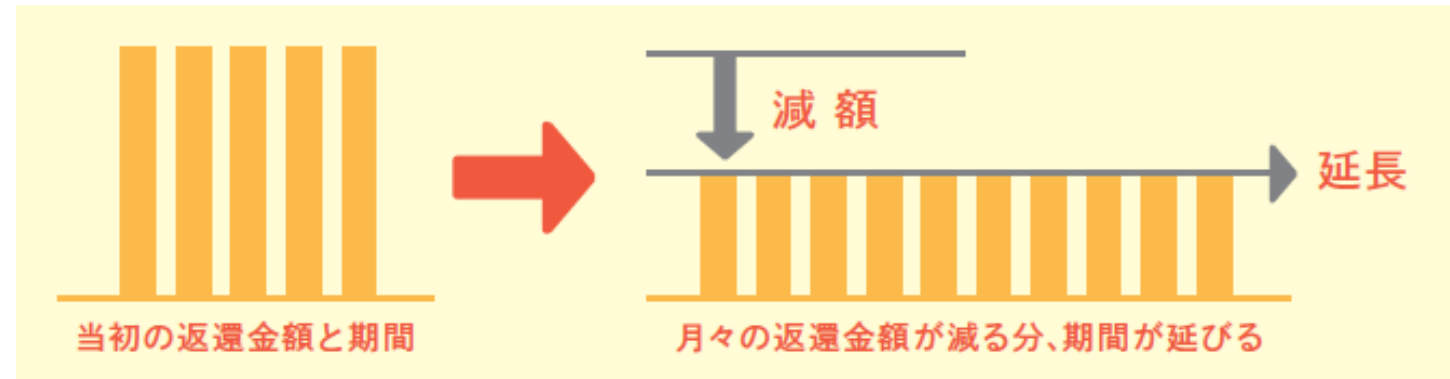
困ったときには、コールセンターに電話で相談してください。

日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301（ナビダイヤル） 月曜～金曜：9時00分～20時00分（土日祝日・年末年始を除く）
海外からの電話、一部携帯電話、一部 I P 電話からは03-6743-6100
返還が難しくなったとき、延滞を防ぐ「セーフティネット」があります。
（返還を一定期間先延ばしする「返還期限猶予制度」や、返還月額を減らす「減額返還制度」など）

～ 病気・失業等で奨学金の返還が困難になった場合 ～

減額返還制度

毎月の返還額を $\frac{2}{3}$ 、 $\frac{1}{2}$ 、 $\frac{1}{3}$ または $\frac{1}{4}$ に減額して返還する制度



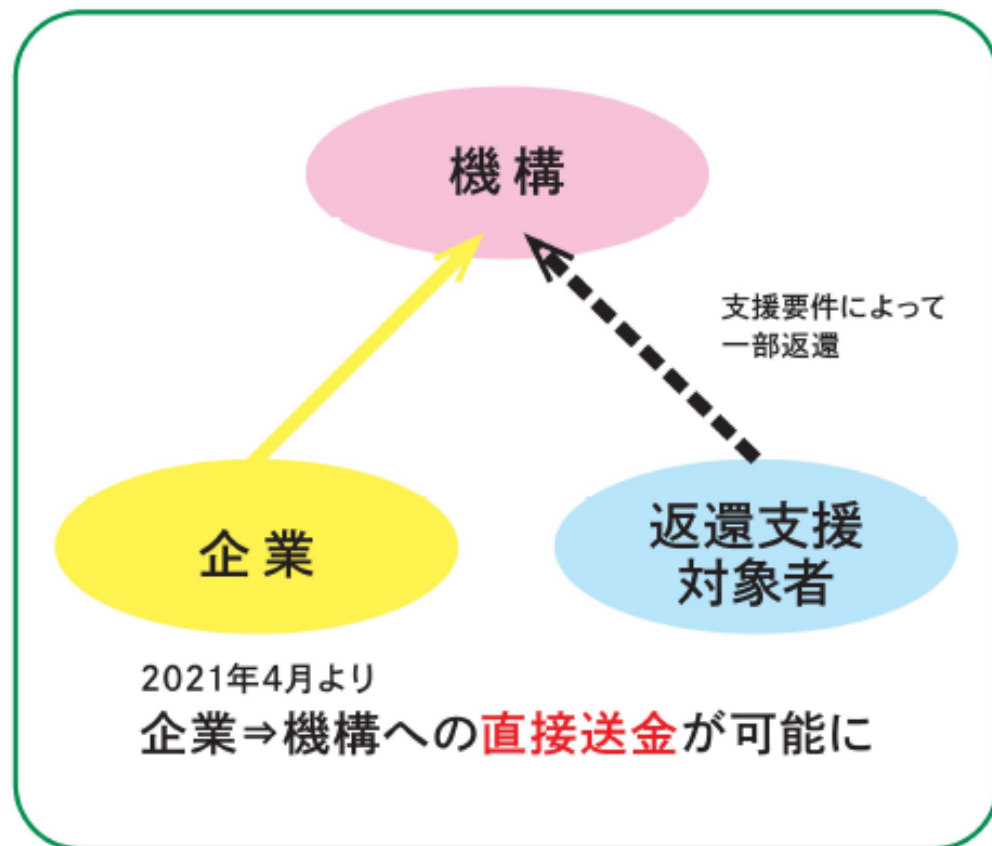
返還期限猶予制度

返還を先送りする制度



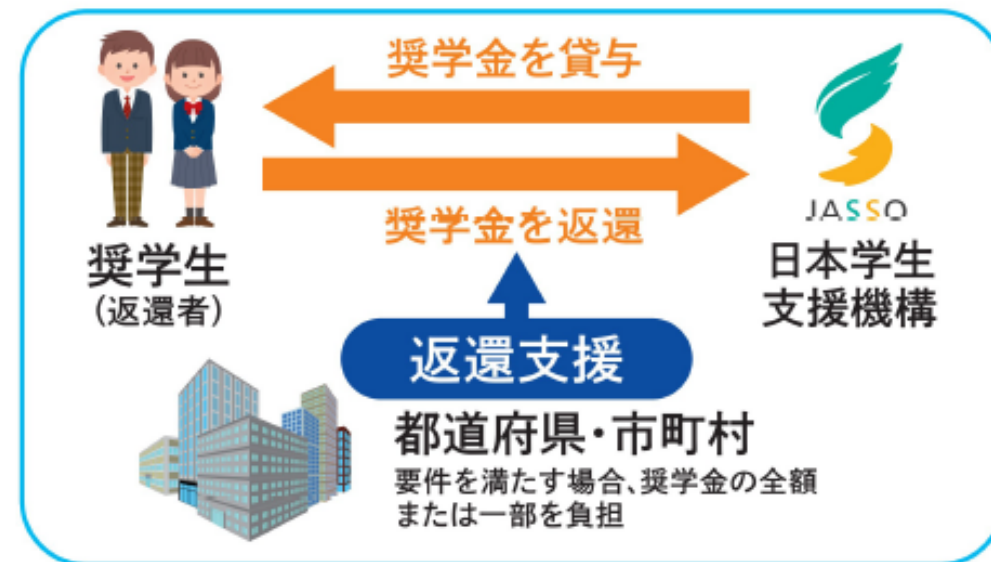
企業の奨学金返還支援(代理返還)制度

各企業の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、社員に対し、返還額の一部又は全額を支援する制度があります。



地方創生による奨学金返還支援制度

地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方の奨学金返還を支援する仕組みが設けられています。



地方公共団体の奨学金制度について、JASSOのホームページ内「奨学金チャットボット」において情報を提供しています。

<奨学金チャットボット>

<https://bot.talkappi.com/bot?id=jasso>



- 進学の意志・意味
- 進学スケジュールの確認 例) 総合型選抜 or 一般選抜
- 資金スケジュールの確認
- 入学式前にかかる資金の確保 例) 教育ローン



〈奨学金を利用する場合のポイント〉

- 生計支持者の収入を証明するものが必要 (マイナンバー等の提出)
- 保証人がいなくても「機関保証」を受ければ利用できる
- 進学資金シミュレーターを活用して学生生活費をシミュレーションしてみる



総収入

手取り

給与明細の例

(単位：円)



支 給		控 除	
項 目	金 額	項 目	金 額
基本給	232,000	健康保険料	12,880
時間外手当	9,000	介護保険料	0
通勤手当	10,000	厚生年金保険料	23,790
		雇用保険料	1,380
		所得税	4,410
		住民税	11,440
総支給額	251,000	控除額総計	53,900
		差引支給額	197,100

※給与明細の例は機構で作成したもので、実際の保険料率・税率と異なる場合があります。 26

貯蓄の方程式

✕

$$\text{収入} - \text{支出} = \left(\begin{array}{c} \text{返} \\ \text{奨学金} \\ \text{返還額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{貯蓄} \end{array} \right)$$

収入から支出した残りで奨学金を返還し、残ったらお金を貯める方法では、生活のバランスを崩します。

○

$$\text{収入} - \left(\begin{array}{c} \text{返} \\ \text{奨学金} \\ \text{返還額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{貯蓄} \end{array} \right) = \text{支出}$$

あらかじめ収入から「奨学金返還額」と「貯蓄」を引いておき、残りのお金で生活します。

高校3年生

進学後



新学期
スタート


**予約採用申込み
(在籍の高校にて)
※奨学金担当の先生
(学校により異なります)**

奨学金の申込みには、生計維持者と
本人の**マイナンバー**の提出が必要です。

受験

入学




**在学採用申込み
(進学先にて)
※学生課・厚生課等**

緊急・応急採用 (貸与奨学金)

家計急変採用 (給付奨学金)

高校3年生



① **申込み**（生徒） ※申込み時期は学校により異なります。

- 高校等から申込書類を受け取り
- **インターネット**による申込み
- **マイナンバー**をインターネットで提出後、「奨学金確認書兼地方税同意書」を郵送（**直接機構に郵送**）

② **推薦**（学校→機構）

③ **採用候補者の決定**（機構）

④ **採用候補者への通知**（機構→学校→生徒）

- 学校へ到着した「採用候補者決定通知」等を生徒に交付

⑤ **進学届の提出**（学生→機構） ※提出時期は進学先により異なりますので、**進学先に必ず**確認しましょう。

- **進学届**の提出（インターネットによる）※給付奨学金の採用候補者は、授業料等減免手続も必要

⑥ **奨学生として採用・通知**（機構→学校→学生）

- 奨学金の振込み開始

大学等へ進学



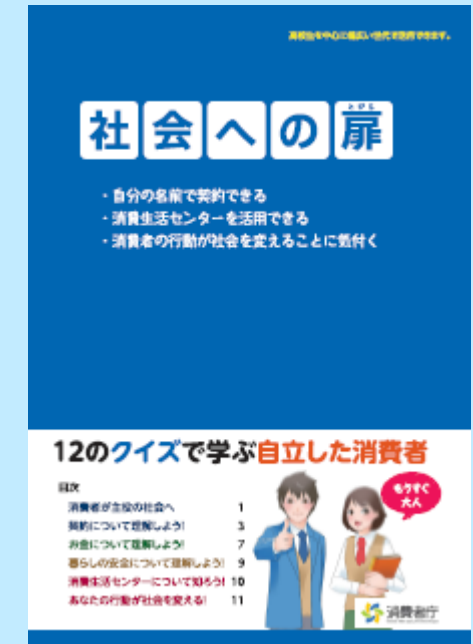
- 貸与奨学金 = 借金 = 自己投資
- 進学する意志・意味を確認しよう（＝進学先で何を学びたいか）
- 進学に係る資金やスケジュールについて考えよう
（＝学校独自の奨学金等を活用できるか、より安く学べる学校はないか）
- 奨学金の振込はストップされることがある
- 延滞したままにすると、督促や個人信用情報機関への登録、法的処理になるので要注意！



奨学金制度は大きく変わることがあります。

申し込むときには必ず、日本学生支援機構のホームページを確認し、また、学校の先生に相談をしてください。

こちらも見よう！
消費者として、あなたにできること。



消費者庁HPから
確認してみましょう。

奨学金相談センター

電話：0570-666-301（ナビダイヤル）

海外からの電話、一部携帯電話、一部 I P 電話からは03-6743-6100

月曜～金曜：9時00分～20時00分（土日祝日・年末年始を除く）

政府広報オンライン

大学生等への修学支援（約180秒の動画）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202404/tv-5303.html>

文部科学省 修学支援新制度ホームページ

<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>

日本学生支援機構 進学資金シミュレーター

<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

日本学生支援機構 奨学金ホームページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>